

特集I ひまわり15周年 —さらなる飛躍に向けて—

大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」は、1998年5月に設立され、2013年5月に15周年を迎えた。この間、「ひまわり」での法律相談件数や事件受任件数、家庭裁判所からの成年後見人の推薦依頼件数は、増加の一途をたどっており、他の活動分野においても、「ひまわり」はその活動の幅を大きく広げてきた。15周年を機に、さらなる飛躍に向けて「ひまわり」の現在の活動状況と、15周年記念事業の内容についてご紹介したい。

成長した「ひまわり」

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 委員長 高江 俊名

1 専門法律相談

「ひまわり」は、高齢や障害のために法律相談を受けること自体に困難を抱える方に対し、「弁護士へのバリアフリー」を実現するべく、電話相談と出張相談という従来になかった相談方法を導入し、実施してきた。

この15年間における各種相談（電話・出張・来館）の相談件数と事件受任件数は、**図1**のとおりである。各種相談を合わせた相談件数は、1年目は453件であったところ、年々増加し、15年目の2012年度は3215件に達した。全体の件数のうち、割合として最も多いのは電話相談であるが、**電話相談件数の増加に伴って、出張相談や事件受任の件数も増加してきている**。事件受任件数は、1年目は49件であったところ、2012年度は330件まで伸びてきている。

電話相談は、当初は週1回（金曜日）2人体制で実施していたが、相談件数の増加に伴って、2002年に3人体制に増やし、2003年には相談日を週2回に、2009年には相談日を週3回（火、水、金曜日）に増設して現在に至っている。この間の相談件数の推移を見ると、相談体制や相談日の増設とともに相談件数も増加してきており、現在、1日3時間の相談時間（午後1～4時）に約20件前後の相談が入っている。相談者にとって、電話がなかなかつながりにくい状態になっているようで、電話に出ると、「やっとつながりました」と言われることも多い。

このような状況から、**電話相談日のさらなる増設が検討課題**になっているとともに、特に、当事者を支援する行政職や福祉職の方が相談しやすい体制を構築することが

課題である。高齢者や障害のある人は、弁護士による支援を必要としていても、判断能力が不十分であるなどの事情から、電話相談で相談をしていくことすら困難なことも多い。当事者を支援する方たちは、そのような電話相談すら困難な当事者を弁護士につなげる役割を担っていただけのものであり、そうした**支援者からの相談は、支援者が弁護士を必要と判断して持ち込まれてくることもあって、事件受任につながる割合も高い**。

そのため、「ひまわり」は、設立15周年企画の一環として、行政職や福祉職の方を対象として無料の研修会や相談会を実施し、その中で、行政職や福祉職の方からの相談を受ける体制のあり方を模索する活動を展開している。これについては、詳しくは別稿を参照されたい。

「ひまわり」の各種専門法律相談を担当する「支援弁護士」の登録者は、設立当時は約300名であったところ、設立から5年当方で約600名、同10年当方で約800名となり、現在は1,421名（2013年11月末時点）まで増えている。最近の5年間で増加のペースが上がっているのは、弁護士会の新規登録会員数が増えていることに加え、成年後見事件の推薦名簿への登録が増えていることも要因になっていると思われる（成年後見事件の推薦名簿に登録するには「ひまわり」の支援弁護士として登録することが要件となっている。）。

そのような中、「ひまわり」の相談担当者の専門性を維持することも課題の一つとなっている。そのため、既に本誌（2013年5月号66頁）でご案内しているように、**2015年度より、「ひまわり」の法律相談を担当していただくにあたっては所定の研修を受講していただくことが要件化**

されることになっている。相談担当をいただく会員の方々にはご負担をおかけすることになるが、「ひまわり」に対する信頼を維持し、「ひまわり」の相談活動をさらに発展させていくために必要なものとしてご理解をお願いしたい。

2 後見支援活動

「ひまわり」設立3年目の2000年4月、現在の成年後見制度の施行が開始された。

以来、「ひまわり」は、後見支援部会を中心として、研修、経験交流会、個別事件のスクリーニング会議等の開催、成年後見人や成年後見申立のためのマニュアルの作成等、様々な形で会員の後見業務の支援を行ってくとともに、この間、成年後見事件の分野で生じた様々な課題に取り組んできた。

成年後見制度が施行された2000年以降、家庭裁判所からの大阪弁護士会に対する成年後見人等の推薦依頼件数の推移は **図2** のとおりである。成年後見人等の推薦依頼件数も年々増加の一途をたどってきており、1年目の2000年度は年間30件であったのが、2012年度には478件に達した。2013年度は、件数の増加がさらに勢いを増しており、4月から11月までの8か月で既に昨年度1年間の件数を上回って500件を突破するに至っている。

最高裁判所が毎年発表している「成年後見関係事件の概況」によれば、成年後見事件の申立件数は毎年増加している。また、後見人に親族以外の第三者が選任される割合も毎年増えてきており、2012年度は、ついに第三者後見人の割合が親族後見人の割合を上回るに至った。さらに、現在、裁判所では、**親族後見人による不祥事の防止**が大きな課題となっており、専門職が親族後見人の後見監督人として選任される事件数が増えているように感じられる。弁護士会に対する後見人や後見監督人等の推薦依頼が著しく増加している背景には、そのような事情がある。

しかし、他方、ここ1、2年の間に、後見人等に選任された**弁護士による不祥事**が全国で相次いで発生し、弁護士や成年後見制度そのものに対する信頼が根底から揺らぎかねない事態も生じている。大阪弁護士会でも2012年度に2件の不祥事が立て続けに発生した。

「ひまわり」はこの事態を深刻に受け止め、家庭裁判所と協議しつつ、**定期報告の厳格な運用に弁護士会としても可能な協力を行うなど、弁護士後見人による不祥事の防止に取り組んでいる。**

後見人等の推薦に関しては、不祥事防止のほかにも、無報酬事案（本人の資産収入が少ないため、後見人報酬を得るのが困難な事案）への対応など、課題は尽きない。

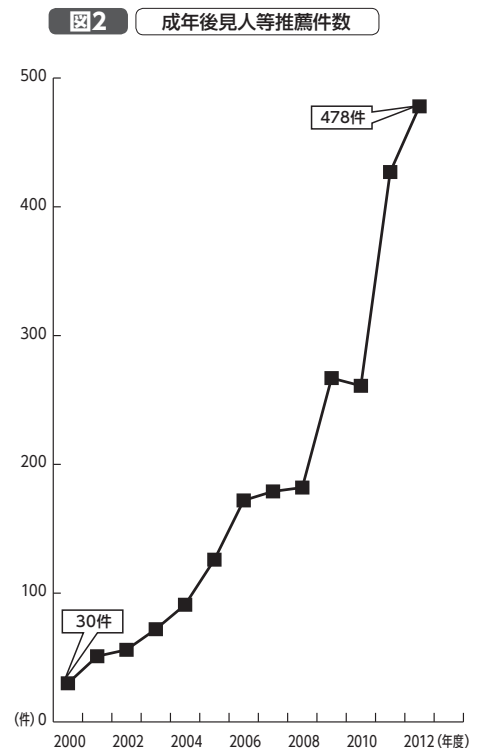
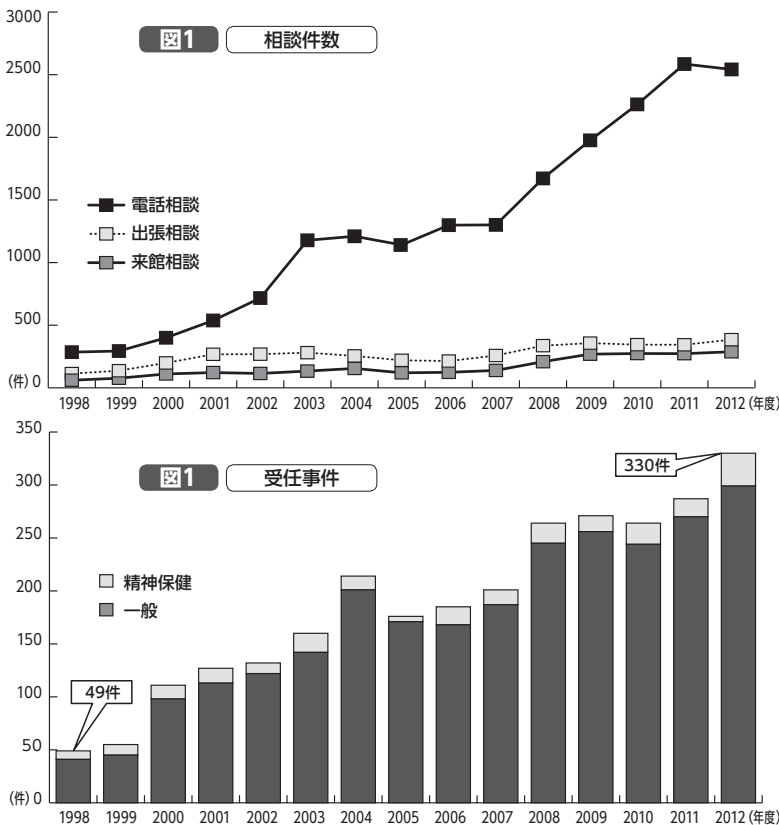


表3 高齢者虐待防止アドバイザー

	大阪府	大阪市	堺市	池田市	茨木市	岸和田市	摂津市	吹田市	高石市	高槻市	豊中市	富田林市	寝屋川市	羽曳野市	箕面市	守口市	八尾市	合計
2005年度					2											3		5
2006年度		4			2								3					9
2007年度		16			2	4				1			2					25
2008年度		14	1		4	1		1				1	1					23
2009年度	2	23	7		1			5	1	1		1	4	1				46
2010年度		38	6	2	2			1		1			5				1	56
2011年度	2	54	6		1	1		2			9	3	4				1	83
2012年度	2	69	11		2			1		1	5		4	1			1	97
2013年度 11月末現在	2	32	6	1	1			1		2	2		6	1			2	56

表3 障害者虐待防止アドバイザー

	大阪府	大阪市	堺市	門真市	岸和田市	高槻市	豊中市	東大阪市	合計
2010年度		1							1
2011年度		1						1	2
2012年度	2	7	1					3	13
2013年度 11月末現在	3	5			1	1	2		12

成年後見制度については、間もなく批准される予定の障害者権利条約との整合性という観点からしても、制度そのもののあり方から改めて議論しなければならない時期に来ており、「ひまわり」では、設立15周年の目玉企画として、次の時代の成年後見制度のあり方を考えるシンポジウムを準備しているところである。

3 高齢者・障害者虐待対応に関する取り組み

2006年4月、高齢者虐待防止法が施行され、市町村が虐待通報を受けた場合に責任を持って対応すべきことが定められた。市町村が虐待対応を進めるにあたっては、法的な面での助言が必要となることもある。

そのため、「ひまわり」では、介護福祉部会を中心として、市町村が虐待対応のために開催するケース会議に弁護士を派遣して助言を行う活動を広げてきた。

この間の派遣実績は表3のとおりである。

現在、府下の15市と委託契約を締結しており、2012年度の派遣件数は97件となっている。

また、2012年10月には障害者虐待防止法が施行されたことから、障害者虐待についても、同様の活動を行っており、現在、大阪府及び7市と委託契約を締結している。

高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法においては、市町村は、虐待対応のために、適切に後見申立を行うべきことも定められており、ケース会議に派遣された弁護士

が、市町村による後見申立について助言を行うことも多い。

市町村が虐待対応の一環として後見申立をした事案は、通常、専門職が後見人に選任されることになり、親族との紛争調整や、本人の財産を侵害（経済的虐待）した親族からの財産の取り戻し等が必要な場合は、弁護士に後見人の推薦依頼がなされることが多いと思われる。「ひまわり」は、そのような事案で後見人として選任された会員において、市町村と連携しながら適切に後見職務を行っていただけるようにするべく、後見推薦のためのアドバンス研修として、高齢者虐待等についての研修を実施するとともに、選任後の初期の段階でスクリーニング会議を開催し、当該事案における課題や、後見人として留意すべき点を確認するといった活動も行っている。

4 精神保健支援活動

「ひまわり」は、1998年5月の設立以来、精神保健支援活動として、精神科病院に入院している方の退院請求や処遇改善請求活動を行ってきている。

精神科病院に措置入院や医療保護入院として入院させられている患者は、強制的にその身体を拘束されているという点で、刑事事件で逮捕・勾留されている被疑者・被告人と同様の立場にある。入院患者は、自らが受けている処遇について相談したいと思っても、外出ができないため、外部の相談機関に相談することができない。そのため、「ひまわり」は、刑事事件の弁護人が被疑者・被告人に接見に行くように、弁護士が病院に出向いて患者に面会し、患者から依頼があれば、その代理人となって精神医療審査会への退院請求手続や処遇改善手続を行っているものであり、「ひまわり」の精神保健支援活動は、精神科病院における入院患者の自由制限、身体拘束に対し、適正手続を保障するための役割を果たそうとす

るものである。

精神保健支援の出張相談件数や事件受任件数は、一般の出張相談件数や事件受任件数と比べると、必ずしも件数の増加傾向は見られないが、2012年度は、事件受任件数が、それまでの年間最多件数であった20件から5割増の30件に伸びた。また、精神保健支援活動では、弁護士が出張相談に行くだけで病院が患者の処遇を改善するなど、数字に表れないところで活動の成果が出ていることもある。

精神保健支援活動に関しては、**いわゆる社会的入院**（医学的には入院の必要がないにもかかわらず、退院後の生活環境が整っていないために入院を余儀なくされている状態）の**解消に向けての弁護士の関わり方**が以前からの課題である。

さらに、2005年から施行されている医療観察法による事件について、付添人活動の経験を集積すること等により、付添人となった会員に対する支援の充実を図ることも課題である。

5 調査研究

以上で述べてきた活動とともに、「ひまわり」は、高齢者・障害者をめぐる課題や制度についての調査研究活動も行ってきた。

これまで採り上げたテーマは、「高齢者・障害者の選挙権」、「介護事故」、「成年後見人の担い手とその支援」「障がいのある人の成年後見」などである。

「高齢者・障害者の選挙権」に関しては、2013年3月、成年被後見人の選挙権を剥奪する規定を違憲とする判決が出されたのを機に、立法改正がなされた。

「障がいのある人の成年後見」については、書籍として「障がいのある人の成年後見人になったら読む本」を出版し、近関連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会の2013年9月の夏期研修会において同テーマで研修を開催した。

現在は、障害者権利条約をテーマとして採り上げ、調査研究を進めている。

6 障害者刑事弁護

「ひまわり」設立後に新しく広がってきた活動として、障害のある被疑者・被告人のための刑事弁護支援の取り組みがある。

「ひまわり」がこの活動に取り組むことになったのは、2004年に刑事弁護委員会と共同で「知的障害者刑事弁護マニュアル作成プロジェクトチーム」を立ち上げたことに端を発する。

同PT発足当初、障害のある被疑者・被告人のために弁護士として特別の知識や技術を要することは、弁護士の間でも十分な認識がなされていなかったと思われるが、2005年のいわゆる宇都宮事件（知的障害のある被告人が2件の強盗事件について捜査段階で「自白」したとされ、公判においても公訴事実を認めていたところ、公判中に真犯人が表れた事件）を契機として、障害のある被疑者・被告人に対する刑事司法のあり方が社会的にも急速に注目されるようになってきた。

宇都宮事件について人権救済申立を受けた日弁連は、2006年3月、検事総長や警察庁長官ら宛に警告書を発するとともに、同警告書において、日弁連としても、同事件を契機として、知的障がいのある人の弁護活動のあり方の十分な周知、研修等が必要なことを自覚する旨を付言した。

そして、その日弁連警告書が発せられた翌月の2006年4月、刑事弁護委員会と「ひまわり」との共同による「知的障害者刑事弁護マニュアル」が刊行された。

その後、障害のある人の弁護を支援する活動は「ひまわり」が引き取ることになり、2010年度からは、「ひまわり」に「障害者刑事弁護部会」を設置して支援活動を発展させてきている。この間、障害者刑事弁護部会において、障害特性の理解を深めるための研修等を実施し、研修を履修した会員の名簿を整備するとともに、裁判所や検察庁、警察署に申し入れをして、被疑者に障害があることが分かっている場合には「ひまわり」の研修を履修した会員を派遣できる体制を構築してきた。また、障害者刑事弁護サポートメーリングリストを開設し、精神科医を紹介したり、社会福祉士による福祉的支援を受けられるようにするなどの活動も行っている。

障害のある人の刑事司法に関しては、服役後の支援を行う地域定着支援センターが各都道府県に設置され、さらに、捜査段階や刑事公判中における被疑者・被告人に対する福祉的支援のあり方を模索する動きも広がりつつある。「ひまわり」は、そうした**司法福祉にたずさわる関係機関との連携も深めながら、障害のある人の刑事弁護活動の支援のさらなる充実を図っていきたい。**